重要な会計方針等

1．固定資産の減価償却方法

有形固定資産は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号。以下「規則」という。）第68条の規定により、無形固定資産は、規則第69条の規定により定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産　111百万円

2．引当金の計上基準

退職給与引当金

国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）に使用される者の退職手当の支払いに充てるため、連合会に使用される者が期末において退職した場合に支給される基本額の全額を計上している。

3．その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

3　保健経理

貸借対照表の要旨

（平成24年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方		金額	貸方		金額
流動資産		5,036	流動負債		5,006
現金・預金	4,919		未払金	554	
その他	116		受託債権回収預り金	4,443	
			その他	8	
			固定負債		5
			引当金	5	
			基本金		0
			基本金	0	
			剰余金		25
			利益剰余金	25	
資産合計		**5,036**	**負債・純資産合計**		**5,036**

損益計算書の要旨

（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）　（単位：百万円）

損失		金額	利益		金額
経常費用		5,325	経常収益		5,322
事業費用	81		事業収益	885	
繰入金	5,243		受入金	4,434	
特別損失		2	事業外収益	2	
前期損益修正損	2		特別利益		4
			前期損益修正益	4	
合計		**5,327**	**合計**		**5,327**

重要な会計方針等

1．引当金の計上基準

退職給与引当金

国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）に使用される者の退職手当の支払いに充てるため、連合会に使用される者が期末において退職した場合に支給される基本額の全額を計上している。

2．その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

4　医療経理

貸借対照表の要旨

（平成24年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方		金額	貸方		金額
流動資産		78,903	流動負債		23,591
現金・預金	48,121		未払金	21,245	
その他	30,781		その他	2,345	
固定資産		113,523	固定負債		77,312
有形固定資産	113,274		長期借入金	40,852	
無形固定資産	8		引当金	36,459	
投資その他の資産	239		基本金		0
繰延資産		1,258	基本金	0	
			剰余金		92,781
			資本剰余金	20,815	
			利益剰余金	71,965	
資産合計		**193,684**	**負債・純資産合計**		**193,684**

㈱　有形固定資産の減価償却累計額は、148,903百万円である。

損益計算書の要旨

（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）　（単位：百万円）

損失		金額	利益		金額
経常費用		162,476	経常収益		168,832
事業費用	161,350		事業収益	165,312	
引当金等繰入	271		補助金等収入	1,264	
事業外費用	855		受入金	1,981	
特別損失		1,922	引当金等戻入	245	
当期利益金		5,827	事業外収益	28	
			特別利益		1,394
合計		**170,226**	**合計**		**170,226**

㈱　当期利益金5,827百万円は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第84条第１項の規定により、積立金として整理する。